

臨床検査技師法改正と糖尿病療養指導士資格を有する技師の CGM 業務への参画

◎小宮山 恭弘¹⁾
森ノ宮医療大学¹⁾

〈はじめに〉糖尿病療養指導士（以下 CDEJ）制度は糖尿病特有の細小血管障害の進行抑止し、病気の無い人と同等の生活を送っていただけることを目的としている。臨床検査技師も発足当初から CDEJ 資格対象職種となっている。しかし近年、臨床検査技師 CDEJ 資格の更新者や新規受験者が激減している。今回の法改正が起爆剤となり、糖尿病療養指導士資格を有する技師の CGM 業務への参画が増加する可能性について述べる。

〈従来の糖尿病療養指導士資格を有する技師の業務内容〉従来での糖尿病療養指導士資格を有する技師としては、業務各種検査の意義の説明や血糖自己測定器（SMBG）操作や機器の管理、血糖データ管理やその他の臨床検査データの可視化などが主なものであった。しかしこれらは指導しても、保険点数に反映されない。またコロナ禍で糖尿病教室の機会が減り、有資格者が資格更新に必要な時間が制限され、資格更新要件を満たせない状況が続いた。また資格を得たものの、実際に患者に直接関わる業務が他の業種に比べて少ないことも、資格維持のモチベーションを保てな

い理由となっていた。

〈法改正と診療保険点数改訂への期待〉

糖尿病療養指導士資格を有する技師が減少し、絶滅危惧種になろうとしていた矢先に、晴天の霹靂ともいふべき、臨床検査技師法の改正が行われ、血糖コントロールのデバイスとして、SMBG に代わる持続皮下グルコース測定（以下 CGM）の装着、抜去が行えるようになった。現段階では、臨床検査技師が CGM での指導に関しての管理料加算は認められていないが、今後法改正によって、適応職種に臨床検査技師が追加される可能性は高いと考えられる。

〈結語〉

現行の指導料への検査技師職種追加や CGM 解析業務へのテクニカルフィー新設など、我々の業務に保険点数適応が進めば、超音波検査などの本来業務と同等に、中央診療部門での糖尿病療養指導領域への参入が増加すると考えられる。CDEJ 資格誕生から 23 年が経過したが、地道に糖尿病療養指導士資格を有する技師がやりがいを持って業務へ励めるように活動を続けていきたい。連絡先 06-4703-5836